



第4号様式

流コ第 10 号
令和7年4月 7日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和7年2月20日付け、流監第107号で報告のあった監査の結果
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号		令和7年2月20日・流監第 107 号	
監査の種類別		定期監査・行政監査	
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
市民生活部 コミュニティ課	指摘	補助金等交付規則第16条に基づき概算払により補助金を交付しているが、交付要綱に概算払の規定及び当該請求書様式の定めがなく、使用された請求書記載の根拠法令とそごが生じていた。要綱の改正を行い適正な事務手続として処理されたい。	指摘された様式について、流山市防犯灯電気料金等補助金交付要綱を令和7年4月1日に改正し告示した。今後は適正な事務手続により処理することとする。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。